

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2023年 第7回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和5年7月25日 (火)		開 会	午後2時00分
				閉 会	午後3時13分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：16人)			
		2	小川 利雄	11	上原 美子
		3	市川 大倫	12	水口 健二
		4	新井 久義	13	山崎 勇喜
		5	萩原 勝	14	大塚 房男
		6	池上 茂	15	飯島 優子
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫	19	齋藤 千松
	(欠席人数：1人)				
	1	鈴木 宏			
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
議事参与	(出席人数：2人)				
	都市整備部参事兼開発調整課長 関 祐作		農業振興課長 舟田 由彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条 (委員会)：公開 日程2 農地法第5条 (知事)：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 生産緑地の取得斡旋について：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 701 627 763">議席番号</th> <th data-bbox="627 701 1444 763">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 763 627 842">2</td> <td data-bbox="627 763 1444 842">小川 利雄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 842 627 920">4</td> <td data-bbox="627 842 1444 920">新井 久義</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 920 627 987">5</td> <td data-bbox="627 920 1444 987">萩原 勝</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	小川 利雄	4	新井 久義	5	萩原 勝
議席番号	委員氏名								
2	小川 利雄								
4	新井 久義								
5	萩原 勝								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第7回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午後1時20分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について (回答) (2) 農業委員、農地利用最適化推進委員の応募状況について (3) 農委だより第37号(案)について (4) 視察研修について <p>以上、4項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、都市計画審議会について、議席番号13番山崎勇喜委員より報告がございます。</p>
委員	<p>去る6月27日火曜日、午後2時から、市役所別館5階会議室にて「第47回春日部市都市計画審議会」が開催され、出席しましたので報告いたします。会議の内容は最初に(1)春日部市都市計画生産緑地地区の変更について、です。5月末の時点では144地区、26.5ヘクタールとのことでした。次に(2)中央一丁目都市開発について、です。春日部駅西口項番からイトーヨーカドーまでの通りを綺麗にする、とのことでした。その他については、市ホームページに詳細が掲載されておりますのでご覧いただければ、と思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会) 1議案3件 日程2 議案第2号、農地法第5条(知事) 1議案13件 日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明 1議案3件 日程4 議案第4号、生産緑地の取得斡旋について 1議案1件

	<p>合計4議案となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番小川利雄委員、4番新井久義委員、5番萩原勝委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。</p>
議長	<p>それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号24番から26番について会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について、許可申請が3件ありましたので審議を求めます。はじめに、申請番号24番、贈与による所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は世帯内の贈与です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは白菜とかぼちゃの作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号25番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。もともと受け人が利用権で借り受け、耕作していた農地です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。引き続き麦を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p> <p>次に、申請番号26番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法</p>

第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに、24番、26番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

委員

はじめに、申請番号24番について報告いたします。令和5年7月11日に、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員、及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は畑として利用され、保有農地は稲作がされておりました。いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号26番について報告いたします。調査日時及び調査委員等は、先ほどご報告したとおりです。申請地は畑として利用され、保有農地は稲作がされておりました。いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号25番について担当地区の上原俊一郎推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号25番について報告いたします。令和5年7月10日に、横井農業委員、伊藤農業委員、岡本農業委員、新井推進委員、田口推進委員、古谷推進委員、事務局職員1名及び私の7名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号24番から26番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号24番から26番について一括して事前審査の報告をします。日

時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員4人の合議により許可と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号24番、25番、26番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号24番、25番、26番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。

議長

次に日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号49番から61番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が13件ありましたので審議を求めます。

はじめに申請番号49番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地385.32㎡と合わせて自己用住宅を建築する計画です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年4月10日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、裏の排水路に放流する計画です。排水の放流計画については区長の排水放流承諾書が添付されています。資金計画については自己資金と金融機関からの融資ですが、金融機関の融資を証明するものが添付されておらず、現在、代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申

請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に申請番号50番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、先程ご説明した申請番号49番の、自己用住宅建築にかかる生活排水管理設のための一時転用です。排水管が農地を通過して埋設されるため、農地の一時転用として許可申請されたものです。案内図は先ほどと同じ7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は令和5年8月30日から令和5年12月20日までです。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。資金計画については自己資金と金融機関からの融資ですが、金融機関の融資を証明するものが添付されておらず、現在、代理人に確認を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、議案書2頁から4頁をご覧ください。申請番号51番から53番ですが、申請者及び農地区分が同一のため、一括にて説明いたします。

まず、はじめに申請番号51番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に、議案書3頁、申請番号52番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に、申請番号53番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。これらの転用計画は、特別高圧送電線の電線張替工事に伴う工事用地を設置するための一時転用です。案内図及び詳細図は、51番は9頁から10頁、52番は11頁から12頁、53番は13頁から14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。はじめに51番です。次に52番です。次に53番です。転用期間は令和5年10月1日から令和6年3月31日です。農用地からの一時転用については、適合証明書が添付されています。農地の転用については、それぞれ該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は51番、53番は東側の、52番は南側の道路に接続しています。被害防除措置として敷地内を鉄板敷とし、周囲を盛土・切土して土砂の滅失を防ぎます。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地区分は全て農振農用地です。

次に、申請番号54番、55番ですが、申請者及び農地区分が同一のため、一括にて説明いたします。まず、はじめに申請番号54番、賃貸借権設定のとおり。次に議案書4頁、申請番号55番、賃貸借権設定のとおり。転用計画は特別高圧送電線の電線張替工事に伴う工事用地を設置するための一時転用です。案内図及び詳細図は、54番は15頁から16頁、55番は17頁から18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。はじめに54番です。次に55番です。転用期間は令和5年10月20日から令和6年3月31日です。農用地からの除外については、証明書が添付されています。

農地の転用については、それぞれ該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。54番については、接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として敷地内を鉄板敷とし、周囲を盛土・切土して土砂の滅失を防ぎます。55番については、接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置についてですが、作業用機械が入らず、工事を行う作業員のみが立ち入る簡易的な工事内容のため、行わないとのこと。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁申請番号56番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産の管理事業等を営んでおり、申請は物流倉庫の新設です。申請法人は、昨年8月に設立された法人ですが、春日部市内の物流倉庫が不足している、と知ったことから隣接する非農地2,387.29㎡と合わせて物流倉庫を新設する計画です。ただし、春日部市内の物流倉庫が不足していることを示す書類の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留施設に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。排水は合併処理浄化槽で処理後、新設する道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関の融資予定証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書7頁、申請番号57番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は不動産売買の他、解体や金属スクラップの回収業を営んでおり、申請は資材置場の新設です。現在使用している資材置場の借用期限が10月末となっており、所有者から返還を迫られたため、新たに資材置場を設置する計画です。事前審査時には資材置場に置く車両の車検証の添付がありませんでしたが、その後、車検証が提出されました。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画

の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書8頁、申請番号58番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、畑として使用したいとのことから、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。農地改良後は、みかんを栽培する計画ですが、添付された作付計画書には栽培本数の記載が無いので、現在代理人に詳細な計画書を提出するよう指導中です。案内図は23頁、詳細図は24頁から27頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号59番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農家住宅の敷地拡張です。生活していく上で必要なものの収納スペースが不足したため、自宅に隣接する農地に平屋の建物を増築する計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、母屋のものを使用するため、新たに発生するものではありません。資金計画については親族からの融資で、融資者の金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書9頁申請番号60番、61番ですが、申請者が同一に関連する案件のため、一括にて説明いたします。申請番号60番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。次に申請番号61番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅の建築に伴うもので、60番は新設排水管設置のための一時転用申請、61番は浸透枳及び排水管設置のための申請です。本申請は、本年第5回総会の議案第3号、第5条、申請番号31番で申請のあった自己用住宅のための排水管設置です。申請番号31番については、申請地以外の農地に排水管を通す計画となっていたものの、農地法の許可申請が同時に無かったこと、また、農地法上の違反と考えられる農地があったため、不許可相当として意見を付して県知事に送付した案件です。そ

の後、農地法上の違反と考えられる農地は改善されています。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から8カ月です。農用地からの除外について、事前審査時には証明書が添付されていませんでしたが、その後、証明書が提出されました。該当する土地改良区はありません。資金計画については金融機関の金融機関からの融資で、住宅ローン仮承認通知書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、本案のうち、申請番号51番については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号51番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号3番市川大倫委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩) (市川委員退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号51番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号51番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査においても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、この申請については事前審査委員4人の合議により許可相当と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号51番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号51番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは委員の入室をお願い

	<p>します。</p> <p>(休憩) (市川委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に申請番号52番の審議を行いますので、該当する推進委員に一時退室を求めます。第2地区大塚和彦推進委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (大塚推進委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号52番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号52番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地の現地調査においても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、この申請については事前審査委員4人の合議により許可相当と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号52番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号52番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは推進委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (大塚推進委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、申請番号49番、50番及び53番から61番の審議を行います。申請番号49番、50番、及び59番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。</p>

委員

申請番号49番、50番について一括して報告いたします。令和5年7月11日に、水口農業委員、池上農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号59番について報告いたします。調査日時等については先ほどご説明したとおりです。申請地、及び渡人の保有農地の現地調査等を実施したところ、当地区での申請地及び保有農地については問題がありませんでしたが、他地区に保有をしている農地について、担当地区推進委員より、一部に雑草が繁茂しており、適正な利用がされていなかった、と報告がありました。以上のことから、問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号58番、60番、61番について担当地区の大塚和彦推進委員より、意見を求めます。

委員

申請番号58番、60番、61番について一括して報告いたします。令和5年7月12日に、市川農業委員、上原農業委員、遠藤推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号49番、50番及び53番から55番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号49番、50番について申請者が同一のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地については問題なし、と報告がありました。現地調査の結果、申請農地については問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。しかし、事務局から説明のあったとおり、資金計画について自己資金と金融機関からの融資、とのことですが、金融機関からの融資を証明するものが申請書に添付されておらず、確認がとれません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、資金計画について十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号53番から55番については申請人が同一のため、一括して説明いたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地

の現地調査においても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も見られないことから、この申請については事前審査委員4人の合議により、許可相当、と決しました。

議長

次に、議席番号14番大塚房男委員より申請番号56番から61番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号56番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。現地調査の結果、申請農地については、問題は無く周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、倉庫新設の理由について春日部市内の物流倉庫が不足しているため、とのことですが、倉庫の不足を示すものが申請書に添付されておらず、確認がとれません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、倉庫の必要性を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号57番について事前審査の報告をします。現地調査の結果、申請農地については、問題は無く周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、事前審査時には資材置場に置く予定の車両の車検証が添付されておらず、確認が取れませんでした。その後、事務局より、7月21日に車検証が提出された、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号58番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地については、問題なし、と報告がありました。現地調査の結果、申請農地については、問題は無く周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかし、事務局から説明のあったとおり、農地改良後に行うミカンの栽培本数が作付計画書に記載されておらず、作付けの規模の確認が取れません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、農地改良後の作付計画を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号59番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題ないものの、他地区にある申請人保有農地の一部に雑草が繁茂しており、適正な利用がされていなかった、と報告がありました。現地調査の結果、申請農地については、問題は無く周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、申請人保有農地の管理状況を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号60番、61番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地については、

問題なし、と報告がありました。現地調査の結果、申請農地については、問題はなく周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。事前審査の際には、申請に必要な除外証明書の添付が確認できませんでしたが、その後、事務局より、7月24日に証明書が提出された、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号49番、50番、56番、58番、59番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号49番から50番、56番、58番、59番、次に、申請番号53番から55番、57番、60番、61番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号49番、50番、56番、58番、59番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とし、ただし意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号49番、50番、56番、58番、59番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号53番から55番、57番、60番、61番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号53番から55番、57番、60番、61番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号8番、9番、10番について、

<p>事務局</p>	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書10頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について申請が3件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>議案書10頁、申請番号8番と9番は申請者が2分の1ずつの共有持ち分なので、併せて説明いたします。詳細は議案書のとおり。案内図は33頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請番号8番の申請者が経営主で年間従事日数は150日、9番の申請者は経営主の妻で年間従事日数は50日です。</p> <p>次に、議案書11頁、申請番号10番、詳細は議案書のとおり。案内図は34頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は330日です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号8番、9番について担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号8番、9番について同一世帯で共有する農地のため一括して報告いたします。令和5年7月11日に、萩原農業委員、栗原農業委員、中田推進委員、および私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地はいずれの農地も野菜が作付けされるなど適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号10番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。</p>
<p>委員</p>	<p>申請番号10番について報告いたします。令和5年7月12日に、大塚農業委員、新井農業委員、野村推進委員、および私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地はいずれの農地も適正に利用されており、農地法</p>

第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番飯島優子委員より申請番号8番から10番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号8番から10番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員4人の合議により証明する、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号8番、9番、10番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号8番、9番、10番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に日程4、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の14頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が1件あったので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この1件については、春日部市長より令和5年6月19日付けで、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと、7月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申

出はありませんでした。よって、議案書15頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、

日程5、報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程6、報告第2号 農地法第4条 (届出)

日程7、報告第3号 農地法第5条 (届出)

日程8、報告第4号 違反転用事案報告

につきましては、議案書の17頁から26頁にお示しのとおりです。

以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございしますが、何かありますか。

(事務局から、農地利用最適化研修実施の連絡と、次回総会の日程についての注意事項あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2023年第7回総会を閉会いたします。

閉会 (午後3時14分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番